

# 世界国立公園会議に向けたアジア国立公園会議からのメッセージの概要

## WG1 自然災害と保護地域 メッセージ（概要）

### 【背景】

- 自然災害は年々増加している。特にアジア地域では世界人口の70%が住み、人口の増加、沿岸域の都市化、過度の土地利用などの要因により、自然災害による被害がより深刻化している。
- 保護地域は水の供給、気候調整、減災等の重要な役割を担っており、その機能が着実に認識されつつある。

### 【推奨事項】

#### 1. 保護地域における災害への対応

様々な自然災害リスクを予測し、その危険性について評価する。自然災害は土地利用とも関係が深いことから、自然災害の要因と影響に対する理解を深め、土地利用基準を検討する。そして、地域コミュニティの参画により、自然や文化との調和を踏まえた保護地域における災害後の対応計画を事前に準備する。また、災害が起きた場合に備え、訓練や教育を強化する。

#### 2. 災害に対する緩衝帯としての保護地域

保護地域が、洪水、地滑り、干ばつ等の様々な自然災害を軽減し、緩衝帯として機能することを認識し、その理解促進を進めるとともに、それを考慮した防災減災戦略を検討する。また、保護地域の機能に対する様々な知見を集積し、それらを踏まえ保護地域に関わる政策の改善と実践を行う。

#### 3. 災害後の復興に対する保護地域の役割

災害後の復興にあたっては、ハードにはない自然がもたらす様々な恵みや、災害の前に開発によって自然が失われた地域を元に戻すことなどを検討し、保護地域の適切な管理による防災減災機能の再構築を進め、それらを復興戦略に取り込む。その検討には地域コミュニティの参加を保証する。また、自然には被災した人々を癒す機能があり、自律的に回復する力も持つ。そのような自然を守る保護地域の役割も踏まえ、復興を支援する。

## WG2 保護地域における観光・環境教育 メッセージ（概要）

### 【背景】

- アジアでは観光分野の市場が急速に成長中。
- 適切な計画・管理の下で行われる観光は保全及び地域住民の双方に様々な恵みをもたらす。計画性のない観光活動は、保護地域に悪影響をもたらす。
- 環境教育は保護地域における保全の強化にとって重要な要素である。

### 【推奨事項】

1. 保護地域の使命は、自然及び生態系サービス、そして文化的価値の保全であり、観光はその役割と矛盾しないこと。
2. 保護地域における観光は、負の影響を最小化し、利益の最適化を追求すること。
3. 環境保全のため観光産業用のガイドラインや行動規範、憲章の策定と利用を推進すること。
4. 観光産業、関係者と協働し、観光による利益の公正かつ適切な配分を実現すること。
5. 地域社会内や多様な関係主体間の協力的なパートナーシップに基づいて参加型の観光開発を行い、地域への誇りやアイデンティティを醸成すること。
6. 保護地域の自然的・文化的価値を尊重する観光体験や環境教育（特に若者を対象）を支援すること。
7. 環境教育等の強化に最新の情報通信技術（ICT）を活用すること。
8. 政府は保護地域への職員配置及び資金手当に係る責務を果たすこと。
9. 保護地域とその周辺における倫理的で持続可能な観光に関する共同研究や開発への投資をすること。

## WG3 文化・伝統と保護地域 メッセージ（概要）

### 【背景】

アジア地域では、国立公園制度等ができる以前から、自然に精神的・文化的価値を付与することにより自然の保護が図られている事例が多数存在する。また、そのように保護が図られている地域は、先住民・地域社会から自然の聖地として扱われ、生物多様性が守られている場所が存在する。

WG3の参加者一同は、「保護地域管理と人々の生計」、「里山・里海的自然の慣習的管理エリア」、「伝統的知識の保護地域管理への活用」及び「自然の聖地」に関する議論に基づき、関連する多様な関係者に対し、保護地域の政策と管理に関する以下の優良な手法を推奨する。

### 【推奨事項】

1. 愛知目標の達成に向けた生物多様性保全の主要なアプローチを補完する役割として慣習的森林管理や伝統的生態知識（TEK）が寄与することを認識すること。コミュニティ利用区域（CUZ）の順応的管理はその優れた事例である。
2. 伝統的なガバナンス制度や地域独自の解決方法の生物多様性喪失への取組や自然資源の賢明な利用にとって重要であることを認識すること。
3. 地域の信仰（アニミズム、主要な宗教）、知識、技能、知恵、口頭伝承、自然の聖地（SNS）や先住民や地域社会により保全される地域（ICCAs）を守る文化等の価値、及び公的な保護地域の内側と外側を共に保全する価値を認識すること。
4. 生物多様性の持続的な利用から新たな技術に活用される伝統的な知識を確実に保護するため、先住民や地域社会の全面的な参加と同意のもと、TEKを記録し、伝統的慣習を保護地域管理の推進に適用することを文書化すること。
5. 独自の存在論と認識論を持つ地域住民の実践に基づくTEKを承認すること。
6. 地球温暖化、気候変動、自然災害、人間の健康と福利等、現代の環境問題に対処するため、太古からある地域の知恵とTEKに気づき、評価し、再発見し、復活させるようにアジアの若者を教育すること。

## WG4 保護地域の協働管理 メッセージ（概要）

### 【背景】

アジアでは保護地域を生計や経済的利益のために活用する傾向が強いにもかかわらず、地域コミュニティ主体の取組が立ち遅れている。

住民のニーズと生物多様性の保全を持続可能な形で両立させるため、協働型のガバナンス<sup>1</sup>の促進が必要である。

WG4 の参加者一同は、保護地域に関連する多様な関係者に対し、以下のような保護地域の政策と管理の優良事例に基づく実践を推奨する。

### 【推奨事項】

1. 愛知目標に沿った生物多様性の保全のために、ガバナンス体制を多様にする必要性を認識すること。
2. 4つのガバナンス類型（行政機関によるガバナンス、権利者と利害関係者の共同ガバナンス、個人や民間組織によるガバナンス、先住民・地域社会によるガバナンス）をバランスよく取り混ぜ、ガバナンスの幅を広げること。
3. 様々な背景や世界観、価値観、知識等を反映し、社会的弱者の参画や公平性に配慮すること。
4. IUCN の保護地域の良好なガバナンス（公平なガバナンス）に関する原則を適用すること。特に、正当性や発言権、明確な方向性の提示、実効性のある実施、説明責任、公正性を確保すること。
5. 生物多様性条約の保護地域作業計画（PoWPA）等に沿って、生物多様性の保全を最終目標として、枠組みの構築と計測可能な指標の特定等を通じて、保護地域システムや特定の地域のガバナンスの改善に向けた計画を策定すること。
6. 保護地域内または周囲の地域社会の経済的利益を上げながら生物多様性資源の維持を図るような、地域社会の生計を豊かにするための持続可能なアプローチを開発の必要性を認識すること。
7. 保護地域が周辺の地域社会に及ぼす社会的なコストと便益に関する体系的評価を通じて、より公平な取組に向けた戦略の策定につなげること。
8. 保護地域の協働管理に関わる組織及び担当者のコミュニケーション能力等の育成を図ること。

---

<sup>1</sup> ガバナンスとは「組織、手続き、慣習の相互作用であり、権力と責任をいかに行使するか、いかに意思決定を行うか、いかに市民等の関係者が発言の機会を持つかを決定するもの」である。

## WG5 保護地域に関する国際連携 メッセージ（概要）

### 【背景】

- 急速な成長を遂げるアジア地域では、保護地域は生物多様性保全において重要な役割を担っている。保護地域の有する機能を、十分に発揮させるためには、地域連携及び国際協力が必要である。
- アジアにはすでに 429 の世界自然遺産をはじめとする国際的及び地域的に重要な保護区があり、連携推進はこれら保護区の管理向上に資するものである。
- 保護地域の連携の最終目標はアジア地域の効果的な保護地域システムの確立であり、愛知目標 11 で最もよく表現されている。
- アジアにはアセアン遺産公園のような準地域レベルでの連携の優良事例があり、これらや世界の他地域の保護区地域連携での教訓は、アジア地域の連携づくりに役立つものである。
- 第 1 回アジア国立公園会議は、アジアの地域における連携の推進に向けて重要な機会を提供した。

### 【推奨事項】

1. 保護地域を含むアジア諸国の連携を推進すること。
2. 種々の保護地域関連の国際協力では、地域特性を重要視した形で連携を推進すること。
3. 生物多様性と生態系の保全に関して、包括的かつ持続可能なアプローチの必要性を認識すること。
4. アジア地域の保護地域連携においては、次の事項を念頭に置くこと。
  - ① 多様性への理解
  - ② 現場重視
  - ③ 連携による付加価値
  - ④ 柔軟かつ効果的な管理
  - ⑤ 資金面の健全性確保への努力
5. アジアの保護地域関係者に対し、アジア全体での連携構築を呼び掛けること。

## WG6 生物多様性と保護地域 メッセージ（概要）

### 【背景】

アジア地域では、開発と保全の両立が中心的な課題であり、保護地域は生物多様性の保全に有効な手段としてアジア各国の国家戦略の中心的なものになっている。保護地域に関する戦略的方向性を示す愛知目標 11 の達成を目指すには、政府やステークホルダーによる包括的なアプローチが必要であり、以下が推奨される。

### 【推奨事項】

1. 保護地域を通じた生物多様性への貢献
  - ・ 生物多様性国家戦略の更新と保護地域マスタープランの策定
  - ・ 包括的で適正かつ代表的な保護地域システムの構築
  - ・ IUCN 保護地域類型を活用した衡平で柔軟な保護地域の認定
  - ・ 様々なステークホルダーの参画を可能にする制度の整備
  - ・ 保護地域当局間の建設的な関係と理解の促進
2. 持続可能な生計及び貧困削減、持続可能な資源利用への貢献
  - ・ 里山等の地域ベースの効果的な保全手法の認識
  - ・ 野生生物保全における配慮事項の認識
3. 気候変動への適応策や減災・防災への貢献
  - ・ 生態系の維持・再生における保護地域の接続性の重要性
  - ・ ステークホルダーが参画するための能力の育成
  - ・ 生態機能の回復のための生態系再生の戦略の策定
  - ・ 上位の計画や景観に配慮した保護地域の管理計画の策定
  - ・ 保護地域の目的と相反する周辺開発行為の防止
  - ・ 戦略的環境影響評価の適用
  - ・ 既存の保護地域の地位の維持・確保
4. 適切な保護地域の指定と効果的な管理のための能力向上
  - ・ 生物多様性にとって重要な地域の指定のための資金提供
  - ・ 保護地域の管理に関する有効性評価の実施
5. 保護地域の価値に関する理解の促進と継続的な財源の確保